

第6部 茂木経産相のAタイプとBタイプの2枚舌

6-1 以下は20210513公開資第3号で開示された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について」

(以下「Aタイプ」という。公文書)

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

経済産業大臣 茂木 敏充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収
について

平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が施行されて以来、運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は着実に増加しております。他方、更に急速な勢いで増加している認定設備の中には、着工が遅れており、平成 24 年度の調達価格（42 円/kWh（税込））を維持するに相応しいかどうかを改めて検証する必要のあるケースが生じております。

このため、経済産業省としては、設備認定を受けた発電事業者に対し、まずは認定設備の容量が 400kW 以上の太陽光発電設備について、法の規定^{*1}に基づく報告の徴収という形で、実態調査を行うことといたしましたので、ご協力をお願いいたします。つきましては、下記の認定設備について、期限までに、添付の様式にてご報告をお願いいたします。

なお、期限までに報告を頂けない場合や虚偽の報告がなされた場合には、法の規定^{*2}に基づき、30 万円以下の罰金刑が科されることがありますのでご注意ください。また、報告された内容如何によっては、法の規定^{*1}に基づき、経済産業省の職員が、貴殿の事業所・事務所等に立入検査を行うことがありうることを申し添えます。

経済産業省としては、固定価格買取制度を安定的かつ着実に運用していくことが重要と考えており、同法の適正な執行のためご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 報告の対象となる設備

設備名称： 設備 ID：
設備認定日：

2. 報告の期限

平成 25 年 10 月 18 日（金）【郵送必着】

3. 報告書類の返送先、お問い合わせ先

〇〇経済産業局〇〇〇〇部エネルギー対策課
担当：〇〇、〇〇 電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所：〒XXX-XXXX
〇〇県〇〇市・・・

6-2 以下は、20130910九州第5号で開示された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について（案）」
（以下「**Bタイプ**」という公文書）。

経済産業省

(案)

20130910 九州第5号
平成25年9月〇日

別添(設置者氏名・企業名欄)
代表 別添(設置者氏名欄) 殿

経済産業大臣 茂木 敏充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく
報告の徴収について

貴殿におかれましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条第1項に基づき、太陽光発電設備の認定を取得しておられます。

貴殿の認定発電設備のうち下記の設備については、平成25年3月末までに認定を取得されておりますが、本年6月末時点で運転開始が確認されておりません。このため、当該認定発電設備の現在の状況を把握させていただきたく、同法第40条第1項の規定に基づき、別紙事項について、添付の報告徴収様式にて、平成25年10月15日までに報告を求めます。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

Aタイプの公文書を発出した日付は、平成25年9月〇日です。

Bタイプの公文書を発出した日付は、平成25年9月〇日です。

Aタイプのタイトルは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について」と書かれています。

Bタイプのタイトルは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収について」と書かれています。

日付もタイトルも全く同じで、内容は全く違います。

Aタイプは、認定申請時点で認定日当時の告示^{*1}の内容から必ず「**Aの行為の成就**」及び「**Bの行為の成就**」のうち「**いずれか遅い方の行為**」が**成就**していない案件は、売電単価が決定しませんから、例え認定だけ受けても、「場所」等が決定しておらず、当該認定は猶予期間を設けず聴聞されて取り消されています。

Bタイプは、認定申請時点で認定日当時の告示^{*1}の内容から必ず「**Aの行為の成就**」及び「**Bの行為の成就**」のうち「**いずれか遅い方の行為**」が**成就**していない案件は、売電単価が決定しませんが、裏口認定だけ受けて、例え「場所」等が決定していないでも、認定は取り消されないことにしていますから特権階級ということです。

よって、茂木敏充経済産業大臣は、内容が著しく違う公文書を同じ日に同じタイトルで発出していますから **2枚舌**ということで、先行投資をしていない特権階級に対して2012(平成24)年度40円の一番有利な売電単価や2013(平成25)年度の36円の2番目に有利な売電単価で発電して儲けられるように**裏口認定日**を与えたのですが、既述の通り売電資格はありません。

国民は知らない間に農地転用許可申請手続きや林地開発許可申請手続き等が必要な広大な土地に**同許可申請手続きなし**で大出力の裏口認定を受けた特権階級

が、先に有利な売電単価で儲かるようにしたのが、**Bタイプ**の「**経済産業省(案)報告徴収**」でした。

分かりやすい項目に、Aタイプの「報告徴収」(全19枚うち両面9枚)の6枚目裏面には、認定基準を充足するように以下の**必要書類**の報告を求めている。当然確定日付で認定基準の「場所」を充足しているのかどうか、確認ができる。

□ (2) 行政処分庁の許認可等の手続が未了であるため

必要書類：行政処分庁への申請書の写し

(例) 農地転用許可手続が未了の場合は、当該農地転用許可申請書の写し
林地開発許可手続が未了の場合は、当該林地開発許可申請書の写し

報告期限までに提出できない場合は、「場所」が決定していないので、猶予期間は設けられないまま、聴聞されて裏口認定は取り消された。

Aタイプの報告徴収

「42円の悪質な案件」はすべて取り消し対象

——1kWh当たり42円の買取価格の権利だけ取得して設備の値下がりを待つような問題のある案件は、いったん設備認定を取り消され、今後、健全な形で、復活するというのか。



経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課の村上敬亮課長

村上 感覚的な表現になるが、世間の皆さんが見て、これはひどいと思われがちな案件は、すべて今回の取り消しの対象に入っていると考えてほしい。こうした案件は、数は多くないが、あまりにもわかりやすく、目立っていたために、情報が広まりやすかった。

また、問題のある案件の中には、本来、高圧線に系統連系しなければならない出力規模にもかかわらず、50kW以下の複数の発電所に分割して低圧線に連系している場合がある。こうした本来、高圧で連系するべきところを、低圧に分割して昇圧器のコスト負担を回避しているケースを根絶する措置をとった。高圧案件を低圧分

先行投資をしない悪徳特権階級の認定は取り消された

設備の仕様や場所が未決定の認定は取消し。

平成26年9月10日：資源エネルギー庁 再生可能エネルギーの導入量等に関する検討10枚目（9頁） 設備認定の報告徴収、聴聞・取消の状況

設備認定の報告徴収、聴聞・取消の状況

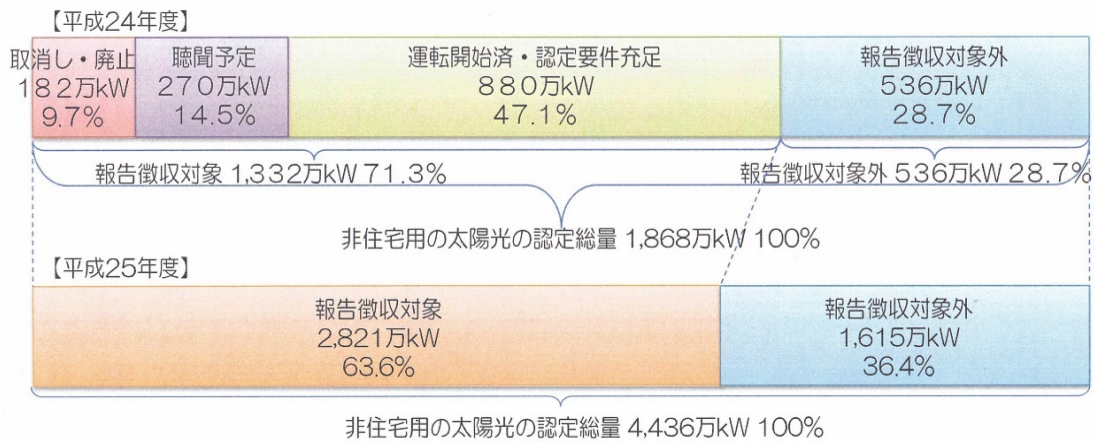


- 平成24年度に認定を受けた非住宅用の太陽光発電設備（10kW以上）のうち、運転開始前の400kW以上の設備に対して行われた報告徴収の結果を踏まえ、場所及び設備が未決定の案件については、本年3月から行政手続法上の聴聞を行い、要件の充足が確認できない場合、順次認定の取消しを行った。
- 平成24年度に認定を受けた非住宅用の太陽光発電設備のうち、本年8月末時点で、取消し・廃止に至ったものは182万kW、今後聴聞が行われるものは270万kW、運転開始済又は認定要件を充足したものは880万kWとなった。
- 経済産業省では、今後聴聞が行われる270万kWについて、場所及び設備の決定状況を確認し、要件が充足できていないと認められる場合には、順次認定の取消し手続きを進めていく。
- 平成25年度の認定案件に対しても、本年8月から同様に報告徴収を実施。

上記本文

- 平成24年度に認定を受けた非住宅用の太陽光発電設備（10kW以上）のうち、運転開始前の設備に対して行われた報告徴収の結果を踏まえ、場所及び設備が未決定の案件につきましては、本年3月から行政手続法上の聴聞を行い、要件の充足が確認できない場合、順次認定の取り消しをおこなった。
- 平成24年度に認定を受けた非住宅用の太陽光発電設備のうち、本年8月末時点で、取消し・廃止に至ったものは182万kW、今後聴聞が行われるものは270万kW、運転開始済又は認定要件を充足したものは880万kWとなった。
- 経済産業省では、今後聴聞が行われる270万kWについて、場所及び設備の決定状況を把握し、要件が充足できていないと認められる場合には、順次認定の取消し手続きを進めていく。
- 平成25年度の認定案件に対しても、本年8月から同様に報告徴収を実施

太陽光発電設備に関する報告徴収、聴聞の状況と結果（平成26年8月末時点）



村上新エネルギー対策課長殿 新エネルギー省委員会 議事録（H26, 6, 17）抜粋です。下記文中の「この8月」とは平成25年8月」のことで、**Aタイプ**の **報告徴収**に繋がるところです。「暫定的に猶予期間を得たものについても、今後、審査をするということで、場所、設備がいつまでも決まらないものについては取り消すという方向で作業してございます。」

19ページでございます。特に初年度、税抜き40円の価格が付きました案件について、認定後、一定期間を経過しても、土地や設備を確保していない放置案件があるのではないかと、こういったものが過剰な利益を得たり、パネル価格の低下を妨げる恐れがあるのではないかとということで、昨年度、400kW以上の中型以上の太陽光、全件、報告聴取を行い、4,699件中、既に672件について、聴聞・取消等の手続。この8月について、暫定的に猶予期間を得たものについても、今後、審査をするということで、場所、設備がいつまでも決まらないものについては取り消すという方向で作業してございます。

「この8月（平成25年）について、暫定的に猶予期間を得たものについても、今後審査をするということで、場所、設備がいつまでも決まらないものについては取り消すという方向で作業してございます。」 と、猶予期間は無く、認定申請時点で **調達価格適用の必要書類**が無い案件については、当該認定を取消すことになったのです。

6-3 当社グループの岩田屋産業株式会社に通知された報告徴収1枚目。

経済産業省

20140815 九州第1号

平成26年8月29日

H00792
〒830-0013
福岡県久留米市櫛原町121-4
岩田屋産業株式会社
代表者 山田 明子 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく報告の徴収
について

経済産業省では、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき、平成25年度に認定を受けた運転開始前の400kW以上の太陽光発電設備（一の場所において複数の太陽光発電設備が設置されている場合であって、個々の発電設備の発電出力は400kW未満であっても合計発電出力が400kW以上であるものを含む。）に関し、報告徴収を実施することといたしました。

つきましては、貴殿の受けた認定が報告徴収の対象となっておりますので、添付の様式等にて下記のとおり報告をお願いいたします。

報告徴収の結果、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備について、①当該設備を設置する場所及び②当該設備の仕様のそれぞれの決定が確認できない場合には、聴聞の対象とし、当該認定の取消しに向けた手続に移行します。

なお、期限までに報告がされない場合や虚偽の報告がなされた場合には、法第46条第3号及び第48条の規定に基づき30万円以下の罰金に処されることがあり、さらに、報告された内容によっては、法第40条第1項の規定に基づき、経済産業省の職員が貴殿の事業所若しくは事務所等に立入検査を行うことがありますのでご注意ください。

記

1. 報告徴収の対象となる認定

設備ID：A864176H46
設備名称：伊佐発電所（1）
認定日：20140207

2. 報告期限

平成26年9月30日（火） 【必着】

H00792

259

6-4 当社グループの岩田屋産業株式会社に通知された報告徴収 2 枚目。

3. 報告方法

添付の様式に必要な事項を記入したもの（以下「報告書」という。）及び証拠書類について、紙媒体を郵送するとともに、報告書については、あわせて電子媒体をメールに添付して送信してください。

※ 報告書の作成に当たっては、必ず専用のサイトからダウンロードした報告書作成用電子ファイルを使用してください。（詳細は別紙参照）

4. 郵送及び送信の宛先、並びにお問合せ先

名称：経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課
担当者：再エネ班
所在地：〒812-8546
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
メール：fit-kyushu@meti.go.jp
電話：092-482-5475 FAX：092-482-5962

5. 報告徴収後の対応

報告徴収の結果、当該認定に係る再生可能エネルギー発電設備について、①当該設備を設置する場所及び②当該設備の仕様のそれぞれの決定が確認できない場合には、聴聞の対象とし、当該認定の取消しに向けた手続に移行します。

ただし、報告の時点で、電力会社との接続協議が継続中である案件、又は東日本大震災の被災地域の案件については、平成27年3月31日の時点における「場所」及び「設備の仕様」の決定の状況を、改めて確認することとし、その時点でも決定済と確認できない場合は、聴聞の対象とし、認定取消しに向けた手続に移行します。

なお、「場所」又は「設備の仕様」のいずれか一方が決定している案件についての猶予期間は設けません。

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

上記報告徴収 2 枚目の赤線内には、①当該設備を設置する場所及び②当該設備の仕様のそれぞれの決定が確認できない場合には、聴聞の対象とし、当該認定の取消しに向けた手続に移行します。（中略）なお、「場所」又は「設備の仕様」のいずれか一方が決定している案件についての**猶予期間は設けません**。と書か

れている。

聴聞して認定を取り消した。

以下は、九州経済産業局から開示を受けた聴聞の内容全 23 頁 665 件分のうちの 1/23 頁

場所：福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎6階

通番	No.	文書番号	主宰者職名	主宰者	室名	日付	曜日	開始時間
1	1	20140306 九州第15号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	増 孝司	第2会議室	平成26年3月31日	月	14:00
2	2	20140401 九州第71号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年4月23日	水	11:00
3	2	20140401 九州第71号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年4月23日	水	13:30
4	2	20140401 九州第71号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年4月23日	水	14:30
5	2	20140401 九州第71号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年4月23日	水	15:30
6	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月19日	月	10:00
7	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月19日	月	11:00
8	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月19日	月	14:00
9	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月19日	月	15:00
10	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月19日	月	16:00
11	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月22日	木	10:00
12	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月22日	木	11:00
13	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月22日	木	14:00
14	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月22日	木	15:00
15	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月22日	木	16:00
16	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月23日	金	10:00
17	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月23日	金	11:00
18	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月23日	金	14:00
19	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月23日	金	15:00
20	3	20140424 九州第26号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月23日	金	16:00
21	4	20140509 九州第24号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月29日	木	10:00
22	4	20140509 九州第24号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月29日	木	11:00
23	4	20140509 九州第24号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月29日	木	13:00
24	4	20140509 九州第24号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月29日	木	14:00
25	4	20140509 九州第24号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月29日	木	15:00
26	4	20140509 九州第24号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年5月29日	木	16:00
27	4	20140509 九州第24号	九経局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長	上村 欣久	第2会議室	平成26年6月2日	月	10:00

1 / 23 ページ

紙面の都合で 2/23～21/23 頁は省略。

以下は 22/23 頁と 23/23 頁、合計 665 件の認定が取り消された。

Aタイプの報告徴収の 15 枚目裏面「●必ず提出」の書類

善なる行政は、認定を受けていても、「固定価格買取制度を安定的かつ着実に運用していくことが重要と考えており適切な執行を実行するために以下の書類を「●必ず提出」と報告を求めた。提出できなければ、売電資格が無いので、猶予期間は無く当該認定は取り消さなければ、正義の行政はできない。

Ⅱ.別表1、別表2への記載方法及び証拠書類の提出について

別表1 「認定に係る場所の確保状況」への記載方法及び証拠書類の提出について

①認定に係る場所(設備所在地)

- ・ 認定に係る場所(設備所在地)の都道府県名・市区町村名・地名地番を筆毎に記入してください。記載内容は、認定内容と一致するように記入してください。これらが一致しない場合は無効です。なお、住居表示ではなく、登記簿上の地名地番を記入してください。

②場所の確保の有無

- ・ 発電事業者が、認定に係る場所を利用する権利を有している場合には「有り」、有していない場合には「無し」を選択してください。

③場所の確保日

- ・ 所有権又は地上権が登記された日、若しくは所有権又は地上権、賃貸借権等に係る契約日を記入してください。

例:平成26年1月1日の場合は、半角数字で「20140101」と記入してください。

④共有地該当性

- ・ 土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合、「○」を記入してください。なお、共有の場合は、共有者とその持分がわかる一覧表を別途提出してください。

証拠書類

場所の確保を証する書類として、下記のア)またはイ)のいずれかに該当する書類を提出してください。併せて、その提出状況を別表1の場所の確保を証する書類の提出状況欄にも記入してください。

ア)所有権又は地上権を有している(登記済)場合

発電事業者が、認定に係る場所において所有権又は地上権を有しており、当該権利が登記済である場合、次の証拠書類を提出してください。

- 当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し
…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

- 共有者関係書類一式
…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員(発電事業者以外の共有者)の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

—証拠書類提出にあたっての注意事項—

- ※ 登記事項要約書又は一般財団法人 民事法務協会がWEB上で行っている登記簿情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力がないため認められない。
- ※ 登記識別情報通知書又は権利書は、共有関係が確認できないため認められない。
- ※ 上記のほか、公正証書や納税証明書も登記簿謄本を代替することはできない。

Aタイプの報告徴収の16枚目裏面「**●必ず提出**」の書類

以下は16枚目表面

【**●:必ず提出**】の特に下から2行目「**※認定申請時に提出された「権利者の証明書**」は認められない。

当該認定時点の再エネ特措法第17条第5項により、「**経済産業大臣は、偽り
その他不正の手段により第1項の規定による認定を受けたものがあるときは、
その認定を取り消さなければならない**」ので、当該認定の取り消しは必至です。

(別紙)

イ) 上記ア)以外の場合

ア)に該当しない場合、次の証拠書類を提出してください。具体的な例としては、所有権又は地上権を有しているものの、未登記の場合や、地権者と賃貸借等の契約を締結している場合です。

● 当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し
…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

● 当該土地又は建物に係る所有権又は地上権の取得、若しくは賃貸借権取得等に係る契約書

○ 共有者関係書類一式
…取得後の権利が共有又は準共有に係る場合は、共有者一覧表及び共有者全員(発電事業者以外の共有者)の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

—証拠書類提出にあたっての注意事項—

- ※ 登記簿謄本については、上記(ア)の注意事項に準じる。
- ※ 契約書については、当該場所の登記簿謄本上の所有権者又は当該場所の処分権を有する者との間の契約であることが必要。但し、処分権を有する者との間の契約については、登記簿謄本に加えて契約相手が登記簿謄本上の所有者から処分権を授与されていることその他当該処分権の根拠を証する書類があわせて必要。
- ※ 契約書については、当該場所の所有者又はその処分権を有する者が、発電事業者に対し、当該場所を申請に係る発電事業のために排他的に利用させる義務を負っていること(当該者の裁量により発電事業者の当該場所の利用権限が無効とされ、又は撤回若しくは取り消されることがないこと)を確認できる内容であることが必要。
- ※ 当該土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合が共有地である場合は、共有者全員(発電事業者が共有者の一部である場合は、発電事業者を除く。)の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類が必要。この場合、共有者とその持分がわかる一覧表の提出が必要。
- ※ 認定申請時に提出された「権利者の証明書」は認められない。
- ※ 下記の「別表1及び2に係る証拠書類を提出するにあたっての共通の注意事項」にも留意すること。

6-5 共通の注意事項

17枚目表面 この中には**確定日付の証拠書類**で整合性の確認が求められています。

別表1及び2に係る証拠書類を提出するにあたっての共通の注意事項

1. 報告時点における最新の情報が表示されていること。
2. 報告時点における認定情報と一致していること。
3. 当該認定に係る全ての書類が過不足なく提出されること。例えば、場所に関する書類は、当該認定に係る場所のうち、全筆分の証拠書類が必要。
4. 証拠書類が汎用的でなく、認定を受けた発電に係るものであることが判別できること。例えば、当該認定に係る発電事業が包含されているかどうか判別できない包括的な請負契約書類は認められない。
5. 予約契約の場合には、発電事業者側が予約完結権を行使して当該場所又は設備を利用する権利を確保できることが確実であると認められることが必要。
6. 一定の条件が充足されて初めて、当該場所又は設備を利用する権利を取得する契約については、当該条件の成就可能性が、契約相手方の裁量的な判断に委ねられていないこと、及び明らかに成就しない条件が付されていないことが必要。
7. 契約書等の証拠書類が他の法令・制度と整合がとれていること。具体的には、農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発、都市計画法に基づく開発、自治体が定める景観条例等の許認可手続を発電事業者の責任において適切に行い、これらと整合がとれていること。
8. 各種契約又は取引に係る証拠書類には、具体的な取引対象(設備の型番等の仕様)、取引数量、対価(金額等)等、契約又は取引に重要な要素が明記されていること。
9. 各種契約又は取引に係る証拠書類の当事者が、発電事業者自身であること。仮に、発電事業者が当該当事者から契約上の地位を承継している場合には、有効に契約上の地位を承継していることが分かる書類(地位承継に関する契約書、相手方の承諾書を含む。)が必要。
10. 各種契約又は取引に係る証拠書類の相手方が、当該取引又は契約を交わす権限(本人であること、又は本人から必要な授權を受けていること等)を有していること。

特に2. 当該認定に係る場所のうち、**全筆分**の証拠書類が必要であること。

特に7. 他の法令・制度と整合がとれていること。具体的には**農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発、都市計画法に基づく開発、自治体が定める景観条例等の許認可手続を発電事業者の責任において適切に行い、これらと整合していること。**

その他においても重要な共通の注意事項が書かれていますから、先行投資をしない悪徳特権階級は、「●必ず提出」の書類を用意することはできない。当該新規認定日時点の調達価格の適用は維持できないので、売電する資格が無い。

証拠書類提出にあたっての注意事項や、全国共通の報告徴収様式の内容を特権階級の利益のために茂木敏充経済産業相は力に変更してはならないが、**B** 夕

イプで変更して特権階級の認定取消から救済したので、結託しており、電力マフィアです。

6-6 売電資格が無い「虚偽報告」が多数

以下は第5部 行政処分庁の必要書類が無い案件

九州全県事業計画認定情報リスト（認定発電出力大容量順）

九州全県事業計画認定情報リスト（認定発電出力大容量順）																		
2022年9月頃 九州全県の事業計画認定情報の500kw以上を合算して発電出力の大きいほう順に並べ替えたリストを作成																		
目的は調達価格適用の必要書類の有無 報告徴収が必要書類とした場所の確保時点の確定日付が分かる林地開発許可申請日、農地転用許可申請日、所有権移転日、地上権・賃借権設定日、会社設立日等々で調達価格が維持できるのか否か判断ができます。先行投資をしない特権階級が分かります。																		
順位	設備認定ID	運転状況	2017年02月28日九州第2号の告示リストに認定の有無	太陽光発電事業者名	会社設立日	新規認定日	認定日が発立より前日は裏口認定(虚偽報告も含む)	売電単価(円/kWh)	事業者の所在地	発電出力(kW)	設備の代表住所	添付する代表的な必要書類の確定日より後の日付のものも虚偽報告で失効	林地開発許可申請日	農地転用許可申請日	所有権移転日	地上権賃借権設定日		
1	A776443H42	運転開始前	認定無し	宇久島みらいエネルギー合同会社	H29.12.25	H25.3.27	裏口認定	40円	長崎県	400,000	長崎県	虚偽報告	H31.1.10	長崎県5頁	R1.6.14	長崎県7頁	-	-
2	A892254H46	運転開始前	認定無し	SEJ IV合同会社	H30.1.15	H26.3.12	裏口認定	36円	福岡県	80,000	鹿児島県	虚偽報告	都市計画法の環状アセスメント中	-	-	H30.9.18	-	-
3	A764671H46	運転中	認定無し	鹿屋大崎ソーラーヘルズ合同会社	H26.5.27	H25.3.15	裏口認定	40円	鹿児島県	75,640	鹿児島県	虚偽報告	H27.4.17	鹿児島県29頁	-	H26.5.8	H29.3.31	
4	A678804H46	運転中	認定無し	鹿児島メガソーラー発電株式会社	H24.7.10	H24.7.6	裏口認定	40円	鹿児島県	70,000	鹿児島県	虚偽報告	-	-	-	-	H25.11.1	
5	A742058H45	運転中	認定無し	パシフィックエナジー組江合同会社	H30.6.20	H25.1.25	裏口認定	40円	宮崎県	63,000	宮崎県	虚偽報告	H26.10.24	宮崎県1頁	-	-	H27.2.1	
6	A733544H44	運転中	認定無し	大分メガソーラー合同会社	H28.12.26	H24.12.18	裏口認定	40円	東京都	61,000	大分県	虚偽報告	-	-	-	-	H29.2.28	
7	A937507H41	運転開始前	認定無し	株式会社九電工	S19.12.1	H26.3.19	裏口認定	36円	福岡県	50,000	佐賀県	虚偽報告	現所の権利が無いのでオスプレイの基地になった	-	-	-	-	-
8	A796326H44	運転開始前	認定無し	野津ソーラー合同会社	R1.7.9	H25.8.28	裏口認定	36円	福岡県	50,000	大分県	虚偽報告	R2.3.25	-	-	-	-	
9	A776423H43	運転中	認定無し	株式会社一農工務店	S53.9.12	H25.3.26	裏口認定	40円	東京都	49,976	熊本県	虚偽報告	-	-	-	H25.12.9	-	
10	A891904H43	運転開始前	認定無し	株式会社一農工務店	S53.9.12	H26.3.4	裏口認定	36円	東京都	44,976	熊本県	虚偽報告	-	-	-	H28.3.15	-	
11	A937931H45	運転中	認定無し	京セラコミュニケーションシステム株式会社	H7.9.22	H26.3.31	裏口認定	36円	京都府	44,000	宮崎県	虚偽報告	H29.8.4	宮崎県2頁	-	-	H29.5.31	
12	A764662H44	運転開始後	認定無し	LOHAS ECE2 合同会社	H25.1.31	H25.3.15	裏口認定	40円	大分県	44,000	大分県	虚偽報告	H28.2.26	大分県1頁	-	H26.2.28	-	
13	A764655H44	運転開始後	認定無し	SGETみやこメガソーラー合同会社	H27.3.1	H25.3.15	裏口認定	40円	東京都	40,260	大分県	虚偽報告	-	-	-	-	H28.1.15	
14	A892246H46	運転開始前	認定無し	合同会社Blue Power鹿児島加治木	H26.4.2	H26.3.12	裏口認定	36円	東京都	40,000	鹿児島県	虚偽報告	-	-	-	H30.10.12	-	
15	A877874H43	運転中	認定無し	合同会社JRE阿蘇高森	H29.12.18	H26.2.25	裏口認定	36円	東京都	39,600	熊本県	虚偽報告	-	-	-	R1.5.7	-	

上述の 15 枚目裏面「●必ず提出」の書類は、認定基準を満たしているのかどうかを確認するための証拠書類の提出です。

①認定に係る場所（設備所在地）

②場所の確保の有無

③場所の確保日

上記①、②、③を確認するために、右列から 7 列目の「虚偽報告」とは、例えば 1 位の宇久島みらいエネルギー合同会社の林地開発許可申請日は、右列から 6 列目の H 3 1. 1. 1 0、で、同書類は長崎県から開示を受けた 5 頁に書かれており、農地転用許可申請日は R 1. 6. 1 4 で長崎県の農地許可申請書の 7 頁に書かれている。当然 40 円/k w h の報告期限（H 2 5. 1 0. 1 8）までに提出しなければならないのに、提出しないまま「虚偽報告」で発電を開始して莫大な売電収入を国民に負担させようとしている。

例えば 3 位の鹿島大崎ソーラーヒルズ合同会社の林地開発許可申請日は H 2 7. 4. 1 7 で、鹿児島県の林地開発許可申請綴りの 2 9 頁に記載されている。そして所有権移転日が H 2 6. 5. 8 で、地上権/賃借権の設定日が H 2 9. 3. 3 1 であり、当然 40 円/k w h の報告期限（H 2 5. 1 0. 1 8）までに提出しなければならないのに、提出しない「虚偽報告」のままで発電を開始して、既述の通り、既に莫大な売電収入を国民に負担させている。これを知った国民は、今後も許して負担し続けるだろうか？義憤に駆られるところです。以上の「虚偽報告」が、一目で見れる様に作成した一覧表です。

第 5 部 行政処分庁の必要書類が無い案件 の認定は取り消さなければならないが、大出力順で多数が取り消されなくて、電気を売って莫大な儲けを国民が負担している構図が出来上がったのです。

6-7 虚偽報告でなぜ取り消されないのか？

何故、A タイプの報告徴収を実行した後でも「虚偽報告」の認定が取り消されていないのか？

B タイプの「経済産業省（案）報告徴収」の二枚舌で悪徳特権階級の認定は取り消されない様にしていたのです。

Aタイプ⁹の報告徴収では、「設備の仕様」、「場所」が確保・決定していない案件はすべてその認定を取り消した。

Bタイプ⁹の報告徴収では、「設備の仕様」、「場所」が確保・決定していない案件のうち、一部のものはその認定を取り消さない様で書かれていた。だから同じ日に裏口認定の特権階級だけをダブルスタンダードで救済した二枚舌です。

ここが、健全な法人各社が、Aの行為の成就及びBの行為の成就のために、競争して暴騰した発電所の設置場所を探して確保している最中に、何の競争もなく、裏口認定日だけ受けたことで、時系列をひっくり返してヒイキしたのです。

そして、裏口認定日に係る有利な売電単価で発電した電気を九電等を買取らせて、その費用を国民に負担させています。まるで納得できないのですが、なぜ我々がこういう悪徳特権階級の利益のために一生懸命働いて稼いだお金を出さなければならないのでしょうか？。

恐らく国民の誰もが「そんなこと知らなかったから」と仰るでしょう。我々が知らない間に堂々とこのようなことが行われてきたということです。

Bタイプの「経済産業省（案）報告徴収」は、畳み込みから始まった2枚舌。

経済産業省

(案)

20130910 九州第5号
平成25年9月〇日

別添(設置者氏名・企業名欄)
代表 別添(設置者氏名欄) 殿

経済産業大臣 茂木 敏充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく
報告の徴収について

貴殿におかれましては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項に基づき、太陽光発電設備の認定を取得しておられます。

貴殿の認定発電設備のうち下記の設備については、平成25年3月末までに認定を取得されておりますが、本年6月末時点で運転開始が確認されておりません。このため、当該認定発電設備の現在の状況を把握させていただきたく、同法第40条第1項の規定に基づき、別紙事項について、添付の報告徴収様式にて、平成25年10月15日までに報告を求めます。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

1

上記本文4行目に「平成25年3月末までに認定を取得されておりますが、」と畳み込まれたが、上述した第1位の宇久島みらいエネルギー合同会社から第6位の大分メガソーラー合同会社らは、ちゃんとした会社から事業承継しておら

ず、平成25年3月末までに会社設立さえしていないので、Bタイプの「経済産業省（案）報告徴収」を国は発出することも、受け取って報告することもできない。

さらに行政処分庁の必要書類を作成できないまま裏口認定を受けた悪徳特権階級は、Aタイプの報告徴収では、認定取消は必至なのに、Bタイプの「経済産業省（案）報告徴収」の理不尽な方法で認定取消から救済しています。

以下の **5枚目は決定的な【改ざん】** と思います。先行投資をしないままの悪徳特権階級をAタイプの**報告徴収の認定取消**から理不尽に救済しています。

内閣（政府）はAの行為やBの行為が成就していないと熟知しているので、無いものは出せないにも拘らず、あたかも提出されている前提事実を作って、「すでに提出頂いている場合は、当該書類を重ねて提出していただく必要はありません。」と救済した。

必要書類：認定に係る太陽電池モジュールの売買契約の締結、又は受発注の完了を確認する書面^{※1}の写し

- ※1 受発注の完了を確認する書面については、太陽電池モジュールメーカー（システムインテグレーターや代行工務店等の太陽電池モジュールメーカー以外の者と売買契約又は受発注を完了している場合は当該相手方）が当該受発注とその費用を確認している書面に限りませす。当該書類を太陽電池モジュールメーカーからまだ入手されていない場合は、入手の上、ご提出をお願いします。
- ※2 設備に係る太陽電池モジュールの仕様（メーカー・型式）と異なる太陽電池モジュールを用いることとした結果、発電設備に係る点検、保守及び修理を行う体制に変更がある場合は、再生可能エネルギー発電設備変更認定申請書（様式第3）、それ以外の場合は再生可能エネルギー発電設備軽微変更届出書（様式第5）の提出をお願いします。既に提出いただいている場合は、当該書類を重ねて提出していただく必要はありません。

3. 認定に係る場所において、発電事業者が発電事業を行うことが決定している。

➤ 土地又は建物の権利を取得した日又は取得予定日：平成____年____月____日

必要書類：以下①～③のうち該当する箇所に記載されている書類（※）

※ 認定に係る太陽電池モジュールの発電出力が500kW以上、かつ申請日が平成24年12月10日以降であって、認定時に同一の書類を提出していただいている場合は、当該書類を重ねて提出していただく必要はありません。ただし、権利関係が変更される等により当初の認定時の記載内容から変更がある場合は、最新の情報が記載されている書類を提出してください。

	認定に係る場所における発電事業者の権利確保状況	必要書類
①	認定に係る場所につき、既に所有権を取得している場合	●登記簿謄本の写し ^{※1}
②	認定に係る場所につき、既に地上権又は土地若しくは建物の賃借権を取得している場合	●地上権設定契約書又は貸借契約書の写し ●登記簿謄本の写し ^{※2}
③	①又は②以外の場合	●認定に係る場所において発電事業を行うために必要な土地若しくは建物を利用する権利を有し、又は当該権利を取得することが確定していることを証明する書面 ^{※3} ●登記簿謄本の写し

必要書類：以下①～③のうち該当する箇所に記載されている書類（※）

※ 認定に係る太陽電池モジュールの発電出力が500kW以上、かつ申請日が平成24年12月10日以降であって、認定時に同一の書類を提出していただいている場合は、当該書類を重ねて提出していただく必要はありません。ただし、権利関係が変更される等により当初の認定時の記載内容から変更がある場合は、最新の情報が記載されている書類を提出してください。

赤下線部には、「すでに提出いただいている場合は、当該書類を重ねて提出していただく必要はありません。」

5枚目15行目赤下線部には、「※認定に係る太陽電池モジュールの発電出力が500kw以上、かつ申請日が平成24年12月10日以降であって、認定時に同一の書類を提出していただいている場合は、当該書類を重ねて提出していただく必要はありません。」と、当該書類の類は手書きで修正していたので公文書としての体裁は整えていません。

また「重ねて提出していただく必要はありません。」と書かれているが、新規認定日時点では、上述の1位から10位までの発電事業者らの中には、会社が存在していないものや、地位の承継を受けた変更認定日の証拠もなく、最初の必要書類の「場所」の登記簿謄本の写しや地上権設定契約書又は賃貸契約書の写しを証明する登記簿謄本の写しが存在していないのは火を見るより明らかで、**調達価格適用の必要書類**が無いという事実を熟知しているので、無いものは絶対に提出できないから、「重ねて提出していただく必要はありません。」と救済している**二枚舌**の見どころです。

悪徳特権階級は、認定時の同一の書類は提出しようにも提出できません。だから「重ねて提出していただく必要はありません。」と**報告徴収**では必ず当該認定は聴聞されて必ず取消しですが、力で必ず救済しています。国（本庁）の取り扱いはダブルスタンダードする二重人格で憲法違反ですが、先行投資をしない特権階級は以下の、**□3. 認定に係る場所において、発電事業者が発電事業を行うこ**

とが決定している。に チェックを入れることができる。

すなわち先行投資をしない特権階級は、前記の 2. 認定に係る太陽電池モジ

ュールの売買契約又は受発注が完了している。ところにも チェックを入れるこ

とができる。

以下は 6 枚目

- ※1 登記簿謄本に権利者として表示された名義が発電事業者と異なるときは、その理由を説明する書面を提出してください。当該予約に係る土地又は建物が共有に係るものであるときは、共有者全員が同意していることを示すことが必要です。
- ※2 地上権の設定者又は賃貸人が登記簿謄本に権利者として表示された名義と異なるときは、その理由を説明する書面を提出してください。当該予約に係る土地又は建物が共有に係るものであるときは、共有者全員が同意していることを示すことが必要です。
- ※3 権利を取得することを予約している場合には、例えば、別紙2の様式に従った書面を提出してください。当該予約に係る土地又は建物が共有に係るものであるときは、共有者全員が同意していることを示すことが必要です。転貸借の場合には、例えば、転貸借契約書とともに、転貸人が当該転貸の権原を有していることを示すことが必要です。

上記2. 及び3. のいずれか又は両方にチェックが入らない場合は4. 以降の記載をお願いします。

4. 今後、運転開始する予定がある。

(1) 現在の状況

上記2. にチェックが入らない場合は以下の日付を記載してください。

➤ 認定に係る太陽電池モジュールの受発注が完了する予定日：

平成____年____月____日

上記3. にチェックが入らない場合は以下の日付を記載してください。

➤ 認定に係る場所において、発電事業者が発電事業を行うことが決定する予定日：

平成____年____月____日

現段階において、上記2. 及び3. のいずれか又は両方に至っていない理由について、以下の該当する項目にチェックしてください。(複数回答可)

電気事業者による接続協議が実施中である又は実施した結果、電力事業者による系統の工事待ちであるため

必要書類：接続協議状況証明書(別紙3)

行政処分庁の許認可等の手続きが未了であるため

必要書類：行政処分庁への申請書の写し

金融機関による融資の審査が未了であるため

本項目に該当する場合は、以下について記入してください。

➤ 融資の相談を開始した時期：平成____年____月____日

6

6

上記2. 及び3. のいずれか又は両方にチェックが入らない場合は4. 以降の記載をお願いします。

2. 認定に係る太陽電池モジュールの売買契約又は受発注が完了している。

□3. 認定に係る場所において、発電事業者が発電事業を行うことが決定して

いる。

反対解釈で、上記 2.及び 3.のいずれか又は両方にチェックが入った場合の特権階級は、4.以降の記載を不要と誘導して確定日付がある以下の**必要書類：行政処**

分庁への申請書の写しの提出を不要とした。

**□ 行政処分庁の許認可等の手続きが未了であるため
必要書類：行政処分庁への申請書の写し**

前述の**【報告方法の違い】**および**【必要書類：行政処分庁への申請書の写しを任**

意書類】と改ざんする方法で、第1位から第10位は認定失効から救済する構図

を作り出したのです。しかし、所詮改ざんした **経済産業省（案）報告徴収**は、
（案）ですから無効であって、上述の第1位から第10位は正当な**報告徴収**の規
程及び同社らの認定は、当該認定時点の再エネ特措法第17条第5項により、
「**経済産業大臣は、偽りその他不正の手段により第1項の規定による認定を受
けたものがあるときは、その認定を取り消さなければならない**」ので、当該認定
の取り消しは必至です。

上記6枚目上段の※1 および※2 の文章に「その理由を説明する書面を提出して
ください。」と書かれているが、設置場所を確保する証拠が無いならば、「**羈束行
為が成就しておらず無効**」ですから、説明文の裁量で合格させては、報告徴収の
趣旨に反します。

また※3の文章の「権利を取得することを予約している場合とは、正真正銘の空
押さえで、「設置場所」を確保・決定しておらず無効です。**別紙2**が誘導したの
は**【賃貸/譲渡証明書】**であるから、上述の通り一蹴されています。」この文章

で先行投資をしていない特権階級を救済する口実としています。

- 行政処分庁の許認可の手続きが未了であるため：**必要書類**が無い場合は「**羈束行為が成就しておらず、調達価格は適用されない**ので、**固定価格買取制度上の認定は無効**」です。